

平成30年度

「消費者モニター」を 募集します。

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会は、平成30年度「消費者モニター」を募集します。

当協議会は、消費者モニター事業を通して、不動産の公正競争規約（不動産広告の自主的なルール）の普及・啓発を行い、不動産の広告表示の適正化に努めています。

1. 期 間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

2. 業 務
〔予定〕

- ① 新聞折込チラシ、インターネット広告、DMなどの収集…1回
- ② 説明会への出席（開催：大阪市内、平日）…1回
※必ず出席できることが条件です。
- ③ 懇談会への出席（開催：大阪市内、平日）…2回
※必ず出席できることが条件です。

3. 謝 礼
〔予定〕

- (1) 業務① @3,000円
- (2) 業務②及び③ 大阪府の方 @4,000円（交通費含む）
京都府の方 @5,000円（交通費含む）
兵庫県の方 ∕
奈良県の方 ∕
滋賀県の方 @6,000円（交通費含む）
和歌山県の方 ∕

※ 通常の交通経路で協議会が計算した往復の交通費が(2)の額を超える場合、1,000円を上乗せ支給します。

4. モニター一定員 40名以内（近畿2府4県在住で70才未満の方）
5. 応募方法 住所・氏名・性別・年齢・職業・電話番号・FAX・メールアドレス・家族数と応募動機（100字以上200字以内）を記載したものを郵送またはFAXして下さい。
ただし、返却はいたしませんのでご了承下さい。
6. 締め切り **平成30年2月23日（金）までに必着**
7. その他 平成30年3月中旬頃、採用者にのみ通知します。
8. 応募問合せ先

〒540-0012

大阪市中央区谷町2-2-20 大手前類第一ビル9階
公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会 消費者モニター係
TEL：06(6941)9561 FAX：06(6941)9350

ホームページからも応募できるようになりました。こちらから
・モニターへの応募は、本協議会モニターの経験者以外から受付します。
・モニター人数、業務内容は、変更する場合があります。
・消費者モニター採用の採否は、採用者にのみ毎年度3月中に通知しますのでご了承ください。

- ※選考に際しては、パソコン、スマートフォンでインターネットを利用できる方を優先します。
- ※ホームページ上（<http://www.koutori.or.jp>）でもご覧になれます。
- ※ご応募いただいた方の個人情報は消費者啓発事業の範囲内のみ利用します。また、個人情報は当協議会が厳重に管理します。

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会とは

平成24年4月1日、内閣総理大臣の公益認定を受けた公益法人で、「不動産の公正競争規約」を運用しています。

不動産公正取引協議会は、全国に9地区あります。（北海道・東北地区・首都圏・北陸・東海・近畿地区・中国地区・四国地区・九州）

不動産の公正競争規約には、「表示規約」と「景品規約」があり、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けています。

当協議会は、不動産の公正競争規約を運用し、一般消費者の不動産の適正な選択に資するとともに、不動産業における不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争の確保に努めています。